

<横浜市議員（旭区選出）古川なおきの政務調査報告>

第81号

2008年7月15日
一月刊

古川なおきレポート

古川なおき政務調査 事務所 〒241-0825 横浜市旭区中希望が丘252-50
TEL.045-391-4000 FAX.045-366-9700 naoki@furukawa2002.com

禁煙条例（仮称）について

←神奈川県知事室にて
松沢知事と懇談しました

横浜市議員 古川直季

暑くなりましたね。皆様お元気でしょうか？さて、神奈川県知事室で「公共的施設における禁煙条例（仮称）」の考え方を発表してから、禁煙条例の議論が活発になっていいます。先日松沢知事とお会いし、受動喫煙の問題について懇談させていただきました。タバコによる健康被害のことも日本も加盟している世界保健機関・WHOの総会で採択された「たばこ規制枠組条約」や「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」の履行について、国が責任を十分に果たさず、受動喫煙防止策が遅れていること等多くの点で知事と意見が一致しました。

私は、高秀市長の時からタバコによる受動喫煙の問題を議会でも取り上げ、中田市長にも「受動喫煙防止条例」を制定すべきと本会議で提案してきたこともあり、松沢知事の「公共的施設における禁煙条例（仮称）」の考え方に賛同し、エールを送りたいと思います（平成17年11月の当レポート第51号「STOP! 受動喫煙」も私のホームページから参照いただければ幸いです）。

タバコの健康被害には様々な議論がありますが、喫煙により、がん、心臓病、脳卒中、肺気腫、喘息、歯周病等の罹患率や死亡率等が高くなることや、これらの疾病の原因と関連があることは多くの疫学研究等により指摘されています。喫煙が人体に影響を及ぼし、健康を害することに異論は無いと思います。政府は喫煙を生活習慣病と認め、禁煙治療に保険を適用しています。

しかし、いくらタバコが身体に悪く生活習慣病であると言っても、タバコは嗜好品であり違法ではありませんので、喫煙者の喫煙する権利を妨げることはできません。一方、自分で喫煙しない人が他人のタバコの煙を受動喫煙させられる状況は無くするためには、喫煙者の方の「マナー」に頼るのは限界があります。そこで、行政が受動喫煙を防止するためのルールを定め、公共施設や様々な施設に守っていただくために、「公共的施設における禁煙

条例（仮称）」の制定が必要になります。今回の県の条例では受動喫煙を防止する目的で、*公共的施設を禁煙もしくは分煙にするものが検討されています。横浜市の「ポイ捨て・喫煙禁止条例」は、横浜駅や駅周辺などの喫煙禁止区域を定め、禁止区域で喫煙した違反者には罰則として2千円の過料を科しているもので、県の条例が制定されれば、屋内も屋外も禁煙になり、喫煙場所が全く無くなるという喫煙者の方の意見があります。

私は、欧米のようにわかりやすく、施設内の喫煙は×、外は○にすべきだと思っています。建物内は密閉されているので喫煙されるとエアカーテン等で空間分煙しても完全に受動喫煙は避けられません。しかし、屋外の場合、煙は外気で飛ばされますし、人が混雑している場所では難しいかもしれません。喫煙者も場所を選んでは避けることは可能ですが、喫煙者も場所を選んでも小さな子ども目のタバコの灰が入ってしまう事件もあって危険なため、歩行喫煙は引き続き市の条例で禁止すべきだと思っています。公共施設と違い、民間施設は経営に影響が出るので懸念されます。県の調査によると公共的施設における受動喫煙防止の取り組みの必要性自体については、全体の約9割、喫煙者の方でも約7割と、大多数の方が賛成しています。

繰り返すになりますが、受動喫煙対策を国が行わないのであれば神奈川県に先進的に取り組んでいただきたいと思います。喫煙者の自由を尊重しながら、横浜市民をはじめ神奈川県民を受動喫煙の健康被害から守るために、神奈川県から受動喫煙防止のためのルールづくりを目指していただきたいと思います。

※公共的施設とは不特定多数の者が利用する施設であって、室内またはこれに準ずる環境にあるものをいう（学校、体育館、屋外競技場、病院、劇場、百貨店、官公庁施設、飲食店、公共交通機関、金融機関、美術館、社会福祉施設、ホテル・旅館等の宿泊施設、遊技場、娯楽施設など。・神奈川県ホームページより）

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第2回締約国会合 (概要) 日本国政府代表团

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（WHOたばこ規制枠組条約）」第2回締約国会合は、平成19年6月30日（土）から7月6日（金）まで、タイ・バンコクにおいて、締約国128カ国の代表、オブザーバー（条約未締結の米、伊等）、国際機関及びNGOから約800名の参加を得て開催され、我が国から、外務省、財務省及び厚生労働省で構成される代表団が参加した。この会合の主な結果は次のとおり。

- (1) 「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が、コンセンサスで採択された。ガイドラインの主な内容は次のとおり。（ガイドラインには法的拘束力がない。）
 - ・ 100%禁煙以外の措置（換気、喫煙区域の使用）は、不完全である。
 - ・ すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである。
 - ・ たばこの煙にさらされることから保護するための立法措置は、責任及び罰則を盛り込むべきである。
- (2) たばこの不法製造・密輸・密売等に国際的に取り組むため、「たばこの不法取引に関する議定書」の作成に向けた政府間交渉が、2008年に開始されることが決定された。
- (3) 以下のガイドラインを検討するため各々ワーキング・グループを設置し、次の第3回締約国会合において進捗状況を報告することとなった。
 - ・ たばこの広告、販売促進及び後援に関するガイドライン
 - ・ 公衆保健政策をたばこ産業の商業的その他の既存の利益から擁護することに関するガイドライン
 - ・ たばこ製品の含有物及び情報の開示に関するガイドライン
 - ・ たばこ製品の包装及びラベルに関するガイドライン
 - ・ 教育、情報の伝達、訓練及び啓発に関するガイドライン
- (4) 我が国を含む47カ国から条約の実施状況に関する国別報告書が提出されたことが報告された。
- (5) 条約事務局予算について、2008～09年は、自発的分担金801万ドルとなった（我が国は従来どおり22%を負担）。
- (6) 第3回締約国会合を、2008年中に、南アフリカで開催することとなった。

<参考>「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の発効について

平成17年2月25日

○ 2月16日現在の締約国は次のとおり。

アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ブータン、ボツワナ、ブルネイ、カナダ、クック諸島、デンマーク、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーナ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、日本、ヨルダン、ケニア、ラトビア、レソト、リトアニア、マダガスカル、モルジブ、マルタ、マーシャル、モーリシャス、メキシコ、モンゴル、ミャンマー、ナウル、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、パラオ、パナマ、ペルー、カタール、サンマリノ、セネガル、セイシェル、シンガポール、スロバキア、ソロモン、スペイン、スリランカ、シリア、タイ、東チモール、トリニダード・トバゴ、トルコ、英国、ウルグアイ、ベトナム。

○ 条約の主な内容は次のとおり。

1. 職場等の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な措置をとる。
2. たばこの包装及びラベルについて、消費者に誤解を与えるおそれのある形容的表示等を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないことを確保し、主要な表示面の30%以上を健康警告表示に充てる。
3. たばこの広告、販売促進及び後援（スポンサーシップ）を禁止または制限する。
4. たばこ製品の不法な取引をなくするため、包装に最終仕向地を示す効果的な表示を行うことを要求する。
5. 未成年者に対するたばこの販売を禁止するための効果的な措置をとる。
6. 条約の実施状況の検討及び条約の効果的な実施の促進に必要な決定等を行う締約国会議を設置する。締約国は、条約の実施について定期的な報告を締約国会議に提出する。

【厚生労働省ホームページより】

受動喫煙の防止について皆様のご意見をお聞かせください。 FAX045-366-9700又はメール jinu@furukawa2002.com までどうぞ！
受動喫煙防止を条例化することや受動喫煙防止のための具体策についてご意見をお聞かせください。

お名前・ご連絡先をご記入頂ければ幸いです

ありがとうございました！